

「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」の一部改正（案）の概要について

令和6年4月
こども未来部こども政策課

改正しようとする市条例

- ① 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号。以下「市条例①」という。）
- ② 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号。以下「市条例②」という。）
- ③ 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号。以下「市条例③」という。）
- ④ 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号。以下「市条例④」という。）

関連する国の基準府省令

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府省令①」という。）
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準府省令②」という。）
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準府省令③」という。）
- ④ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準府省令④」という。）

関連する法律

- A 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法A」という。）
- B 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法B」という。）

1. 趣旨

基準府省令①～④の一部改正に鑑み、市条例①～④の一部を改正しようとするものです。

2. 内容

(1) 国の基準府省令の改正概要

- 従うべき基準について（※ただし④関係のみ参酌基準）

今回改正の対象となる施設（①保育所、②小規模保育事業所（C型を除く）及び事業所内保育事業所、③幼保連携型認定こども園、④幼保連携型以外の認定こども園。以下、「保育所等」という。）に配置する従業者等及びその員数について、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたことから、これに基づき、下表のとおり基準府省令①～④の一部が改正され、保育所等における満4歳以上児及び満3歳児の職員配置の最低基準について見直しが行われたものです。

改正対象施設 （関連市条例）	根拠法・対象条文	対応する国の 基準府省令	改正の内容
保育所 （市条例①）	法A 第45条第1項及 び第2項	基準府省令①	幼児に対する保育士 等の配置基準 i 満4歳以上の幼児 おおむね <u>30人</u> につ き1人以上
小規模保育事業 所（C型を除く。） 及び事業所内保 育事業所 （市条例②）	法A 第34条の16第1 項及び第2項	基準府省令②	→おおむね <u>25人</u> につ き1人以上 ii 満3歳以上満4歳 に満たない幼児 ・おおむね <u>20人</u> につ き1人以上
幼保連携型認定 こども園 （市条例③）	法B 第13条第1項及 び第2項	基準府省令③	→おおむね <u>15人</u> につ き1人以上
幼保連携型以外 の認定こども園 （市条例④）	法B 第3条第1項か ら第4項	基準府省令④	

○ 参酌基準について

なお、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った教育・保育の提供体制の整備が困難となる可能性があります。こうしたことから、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置（（2）において「当分の間の経過措置」といいます。）が設けられたものです。

（2）市条例①～④の一部改正について

○ 意見公募の対象外部分

保育士等職員の配置基準（④以外）については条例制定にあたって従うべき基準であるため、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

○ 意見公募の対象部分

保育士等職員の配置基準（④に関する部分のみ）及び当分の間の経過措置については条例制定にあたって参酌する基準であり、地域による状況を鑑み、必要に応じ設けることが望ましいとされています。

市条例④に関し当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらない（※）こと、経過措置に関しては、保育士等職員の人材の確保が困難となった時においても、教育・保育の提供体制を確保する必要があることから、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

※ 市条例④に関連した施設（幼保連携型以外の認定こども園）が川越市内に存在しないため。

3. 施行期日

公布の日

4. 効果

①児童福祉施設②家庭的保育事業等③幼保連携型認定こども園④幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

①～④それぞれの適正な運営に資することができます。